

入札説明書

令和2年札幌市告示第255号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年1月20日（月曜日）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市建設局土木部雪対策室計画課調整係
電話(011)211-2682 FAX(011)218-5141

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

令和元年度 運搬距離データベース作成業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月25日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質管理若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生

法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

5 競争参加資格の審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を添付のうえ、令和 2 年 1 月 24 日（金曜日）17 時 00 分までに上記 2 へ提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札説明書の添付書類

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 契約書
- (4) 契約約款
- (5) 公示用設計書及び仕様書
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (7) 質問書
- (8) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

7 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。また、入札説明書は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先 URL :

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/unpanyori-database-sakusei-r1.html>

- (2) 入札の日時及び場所
令和 2 年 1 月 31 日（金曜日）13 時 30 分
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 8 階南側 1 号会議室
- (3) 入札書の提出方法
ア 入札書の提出方法は、上記 7 (2) の日時及び場所において直接入札箱へ投函（紙入札方式）する方法又は送付により提出する方法のいずれかとし、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
イ 送付により提出する場合は、令和 2 年 1 月 30 日（木曜日）17 時 00 分までに上記 2 に必着のこと。
ウ 送付により提出する場合は二重封筒とすること。入札書を封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載すること。さらにその封筒を外封筒に入れ封印し、そ

の封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

(4) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。浸透印不可。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記 7 (2) の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(9) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条に該当した場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

9 本件の仕様等に対する質問

(1) 質問の提出方法

質問書に質問事項等を記載のうえ、持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

(2) 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示日から令和 2 年 1 月 23 日（木曜日）17 時 00 分までに提出すること（持参による場合は各日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）。

(3) 質問に対する回答

質問者に対しては、ファクシミリにより回答する。なお、質問に対する

回答書は、令和2年1月24日（金曜日）12時00分までに札幌市建設局ホームページ（7(1)に掲げるURL）に掲載する。

以 上